

分析証明書



山陽ロード工業 株式会社

殿

試料の区分：固形物一般
試料の名称：ヒゼンソイル
試料採取日：* * *
試料採取者：持込試料
試料採取場所：* * *
依頼年月日：2009/03/02

事業者 財団法人岡山県環境保全事業団
事業所 財団法人岡山県環境保全事業団環境調査部
〒701-0212 岡山市内尾665-1
TEL:086-298-2616 FAX:086-298-2617
登録番号 岡山県知事登録 第6-1号,第7-1号
及び第8-1号



検液作成方法：環告46号付表

計量管理者 環境計量士 浅沼 一明



上記試料について分析の結果を下記のとおり証明します。

分析の対象	分析の単位	分析の結果	分析の方法
カドミウム	mg/ℓ	0.001 未満	環告46号(JIS K0102 55.3)
全シアン	mg/ℓ	0.1 未満	環告46号(JIS K0102 38.1.2及び38.3)
有機燐	mg/ℓ	0.1 未満	環告46号(環告64号 付表1)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	環告46号(JIS K0102 54.3)
六価クロム	mg/ℓ	0.01 未満	環告46号(JIS K0102 65.2.4)
砒素	mg/ℓ	0.005 未満	環告46号(JIS K0102 61.3)
総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(環告59号 付表1)
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(環告59号 付表2)
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(環告59号 付表3)
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
チウラム	mg/ℓ	0.0006 未満	環告46号(環告59号 付表4)
シマジン	mg/ℓ	0.0003 未満	環告46号(環告59号 付表5第1)
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(環告59号 付表5第1)
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
セレン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0102 67.3)
ふっ素	mg/ℓ	0.25	環告46号(JIS K0102 34.1)
ほう素	mg/ℓ	0.05 未満	環告46号(JIS K0102 47.3)
以下余白			

備考

上記証明結果における、「全シアン:0.1mg/ℓ未満、有機燐:0.1mg/ℓ未満、アルキル水銀:0.0005mg/ℓ未満、ポリ塩化ビフェニル(PCB):0.0005mg/ℓ未満」は、『土壤の汚染に係る環境基準について(環境庁告示第46号:平成3年8月23日)』の別表における「検出されないこと」に該当します。

注記 (1) 試料採取者が「持込試料」の場合、試料採取について当団が関わっていないことを示します。
(2) 分析の結果が「...未満」とあるのは、定量下限値未満であることを示します。